

相談室 Q & A

回答者・鈴木 誠 (公認会計士)

受取手形債権の買取業務の会計・税務処理
 当社は金融業を営んでおりますが、最近のオフバランス化の流れを受けて他社の保有する受取手形債権の買取業務に注目しております。このスキームにおける譲渡会社、譲受会社の考慮事項、会計・税務上の留意点について教えてください。

最近の潮流として、第一に総資産利益率や自己資本比率の向上、第二に資金調達手段の多様化、第三に譲渡資産の信用力に基づく低利な資金調達を可能にする手段として、貸借対照表の資産項目のオフバランス化を考へる会社が増加しています。

スキーム上の考慮事項

まず、受取手形債権の譲渡会社においてオフバランス化の要件を満たすこと(金融資産の消滅)が、このスキームでの大前提となります。

これにつき、金融商品会計に関する実務指針(以下、「実務指針」)34項では、「受取手形は、その消却または

は裏書譲渡時に消滅を認識すること規定しています。したがって、質問のケースでは、譲渡会社は裏書譲渡する必要があります。

また、金融商品に係る会計基準(以下、「会計基準」)第22では、次の三要件をすべて満たした場合に、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したとみなされ、金融資産の消滅として認識されます。

- ① 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
- ② 譲受人が譲渡された金融資産の

契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること

③ 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していること

要件①は、裏書譲渡することで第三者對抗要件を具備するため問題なく満たされます。要件②は、受取手形債権譲渡契約書において、譲渡会社は原契約上の一切の地位を譲渡すると明示すればよいでしょう。要件③については、金融商品会計に関するQ&A(以下、「Q&A」)10によると、債権の流動化等においては原債権者による原債権の期限前償還やデフォルト等の限定した場においてのみ買戻す場合がありますが、買戻価格が譲渡価格から著しく低い価格でない限り、買戻しは譲渡人にとって不利な条件と考えられます。

譲受会社の会計上の留意点

譲り受ける受取手形の期日が複数あり、また原債権者の信用力を考慮しある程度デリスカウントした場合(「仕訳1」)のようになります。

これにつき、実務指針34項では次のとおり規定しています。

【仕訳1】

(借)現金預金	XX	(貸)現金預金	XX
(貸)受取手形債権	XX	(借)受取利息	XX
(貸)受取手形債権	XX	(貸)受取手形債権	XX

「償還を債権金額と異なる価額で取得した場合において、償還金額と取得原価との差額が金利の認識だけでなく、償用リスクによつて生じているときには償

用リスクによる部分を減額キャッシュ・フローの合理的な見積りに反映した上で、見積キャッシュ・フロー合計額と取得原価との差額について売却利率を求め、償還額法(利息法又は定額法)を適用することとした。」

したがって、譲受時の受取手形債権金額は手形額面金額ではなく、また、手形期日ごとの受取利息の金額は償還原価法(利息法)の具体的計算方法は、実務指針34(例)1参照)となることに留意して下さい。

また、償還金額と取得原価の差額が金利の調整のみである場合には、金利相当額を適切に各期の財務諸表に反映させるために、下記の「仕訳2」が必要となります。

【仕訳2】

(貸)受取手形債権	XX	(借)受取利息	XX
(貸)受取手形債権	XX	(借)受取利息	XX

「償還については、取得価額と償還金額との差額を弁済期に至るまで毎期一定の方法で償還対照表額に帰属する方法(以下、「償還原価法」といふ)を適用することとし、当該加減額が受取利息に帰して処理することとした。」

譲渡会社の税務上の留意点

譲渡会社の消費税がとくに問題と

なります。消費税が課税される財貨・サービスの中には本来課税の対象となじまないものや、政策上課税することが不適当なものがあり、これらの取引を非課税としています。この中のひとつに、支払手段の譲渡(約束手形を含む)があります。したがって、②質問の受取手形の譲渡時における消費税は非課税となります。これにより課税売上割合は下記の算式より減少することになります。

【算式】

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	その課税期間中に国内で行われた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額
課税売上割合	その課税期間中に国内で行われた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額

この課税売上割合が九五%以上の場合、課税期間中の課税仕入等に係る消費税額は売上に係る消費税額から全額控除できますが、この割合が九五%未満の場合、このうち控除できるのは課税売上割合分となります。つまり、控除できる金額が減少することにより、譲渡会社の消費税負担額が増加することになります。したがって、譲渡会社においてこの課税売上割合を九五%未満にしてしまうほどの大規模案件の場合は、この点に十分留意する必要があります。

(新日本監査法人勤務)

相談室では、読者の皆様からの質問を募集しております。詳細は事務法務部(以下「事務法務部」)宛にメールで「相談室」宛に送付して下さい。ご質問への回答は速断で行い、直接の回答はできません。ご質問により紙上匿名にいたしますが、ご住所・職業・ご勤務先名は必ずお書き下さい。

宛先 FAX 03-3391-1111
 E-Mail Address: keijinhon@chonet.co.jp

転じているものと考えられます。したがって、受取手形債権譲渡契約書において、当該契約のデフォルト等発生時の買戻価格は元本残高手形額面から利息を控除した額に手数料を加算した金額等とし、Q&Aのいう著しく低い価額にあたるように設定する必要があります。